

議案第 20 号

市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部  
改正について

市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部  
を改正する条例

第 1 条 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和 2 年  
条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「(学校給食費の不徴収)」に改め、同条第 1 項を次のよ  
うに改める。

学校給食費は、次の各号のいずれかに掲げるものを除き、徴収しない。

- (1) 学校給食費負担者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13  
条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものその他の規則で定め  
る学校給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当  
する部分に係る学校給食費
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部において  
実施する学校給食に係る学校給食費

第 2 条 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を次  
のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

学校給食費は、徴収しない。ただし、学校給食費負担者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものその他の規則で定める学校給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る学校給食費については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、同年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第4条の規定は、令和5年1月1日以後に納期限（市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条に規定する納期限をいう。以下同じ。）が到来する学校給食費（条例第2条第2号に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に納期限が到来した学校給食費については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の条例第4条の規定は、令和5年4月1日以後に実施する学校給食（条例第2条第1号に規定する学校給食をいう。以下同じ。）に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

## 理 由

子どもたちの安心で充実した食の環境を整え、その成長を社会全体で支える施策を推進するため、学校給食費を無償化するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。